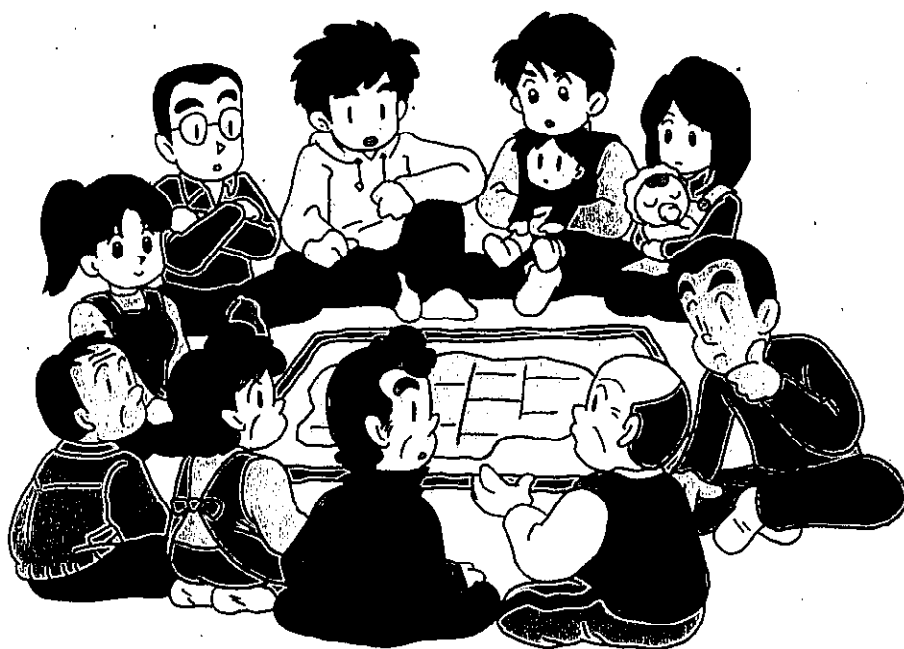


令和7年度第1回 評価委員会参考資料



令和7年 6月 5日(木)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地中間管理事業評価委員会制度について

令和 7 年 6 月 5 日
(公社) みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (R5,9,27 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領
(R2,4,13 改正)

2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公財) みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) (一社) 東北経済連合会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※R5年度分は、R6, 6, 27付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

5 評価委員会の開催状況

(1) 令和 6 年度 (令和 7 年度以降もスケジュール的な目安は同じ)

- ①年度当初 (6 月 7 日) . . . R5事業報告 (評価検討)
- ②年 度 内 (3 月 18 日) . . . R6事業見通し・評価方法の見直し

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25 年法律第 101 号）第6条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。

3 委員の任期は、2年を超えない範囲で公社理事長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる委員会の招集は公社理事長が行う。

2 会議においては、委員長がその議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による意見提出)

第6条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって意見提出することができる。

2 前項の書面は、会議の開催日の日の前日までに事務局に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の規定により意見提出する者は、出席したものとみなす。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(資料の公表)

第8条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、この限りでない。

(会議録)

第9条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、公社担い手育成部におく。

(経 費)

第11条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年 4月15日から施行する。

この要領は、平成30年12月 4日から施行する。

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月13日から施行する。